

第97号議案

ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険条例（平成17年ふじみ野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。